

## 神戸薬科大学生涯研修認定制度実施要領

神戸薬科大学生涯研修認定制度実施要領（以下「本実施要領」という）は、神戸薬科大学生涯研修認定薬剤師制度に関する規程第15条に定めるところにより、生涯研修認定制度の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 認定の対象となる研修

認定の対象となる研修の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、第2項に定める研修内容を充たすものとする。

(1) 「集合研修」とは、神戸薬科大学エクステンションセンター（以下「センター」という）及び他の認証機関が実施する事業並びにセンターが認める次の団体が実施する研修事業とし、アからオに掲げる組織については関係団体を含むものとする。なお、集合研修には、国・地方公共団体が主催又は共催するもの又は学会、学術大会及びこれらと同等に取扱うことができるもの（以下「学会等」という）を含むものとする。学会等の基準は、実施細則に定める。

ア 公益社団法人 日本薬剤師会

イ 一般社団法人 日本病院薬剤師会

ウ 日本製薬団体連合会

エ 一般社団法人 日本医薬品卸業連合会

オ 一般社団法人 日本保険薬局協会

カ 薬科大学（大学薬学部を含む）

キ その他、生涯研修認定制度実施細則（以下「実施細則」という）に定めるセンターが認める研修実施機関

(2) 「実践的研修」とは、センターが実施する薬剤師実践塾などの実習研修及び他の認証機関が実施する実習研修とする。

(3) 「e-learning研修」とは、センター主催あるいは他の研修認定機関が実施するe-learning研修とする。

(4) 「大学院特論講義研修」とは、神戸薬科大学（以下「本学」という）大学院薬学研究科における医学及び薬学系講義を聴講生として受講する研修とする。

(5) 「その他の研修」とは、センターが認めたビデオ、DVD、その他による研修とする

### 2 研修の内容

認定となる研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基礎薬学

(2) 衛生薬学

(3) 薬剤師倫理

(4) 医療薬学

(5) 薬事関係法規・制度及びそれらに係わる実習

(6) 統合医療関連の和漢医薬

(7) 健康食品及び在宅医療

(8) 地域医療

(9) 多職種連携に関する知識

(10) その他、薬剤師業務を遂行するために必要な知識・技能・態度に係わるもの

### 3 研修の単位認定

それぞれの研修における単位数とその取得にかかる要研修時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 集合研修は、90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、学会等で複数日にわたって行われる研修については、2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、研修会に講師として参加した場合には、受講単位のほかに1単位を付与する。

ア 学会発表については、発表者の場合2単位、共同発表者の場合1単位とするが、1日の上限4単位、2日間の上限6単位、3日間の上限9単位とするは研修会の場合と同様とする。

イ 論文発表については、主著者を5単位、共著者を2単位とする。ただし、学会発表と論文発表については、新規申請時及び更新時で10単位まで認定する。上記以外の研修については、神戸薬科大学生涯研修事業委員会（以下「委員会」という）で単位を決定する。

(2) 実践的研修は、120分を1単位とする。

(3) e-learning研修は、90分を1単位とする。なお、新規、更新時共に、(5)その他の研修とあわせて10単位を上限とする。

(4) 大学院特論講義研修は、90分を1単位とする。

(5) その他の研修は、90分を1単位とする。なお、新規、更新時共に、(3) e-learning研修とあわせて10単位を上限とする。

#### 4 受講単位の申請について

(1) 公共団体が開催する学会や研修会、集合研修、実践的研修、e-learning研修又は大学院特論講義研修の受講者は、センターが発行する単位シールの交付を受けることができる。

(2) 受講単位の申請は、生涯研修認定薬剤師受講単位交付申請書（研修会参加）（様式第2号）、生涯研修認定薬剤師受講単位交付申請書（学会発表・論文発表）（様式第3号）及び生涯研修認定薬剤師受講単位交付申請書（在宅研修）（様式第4号）（以下「申請書」という）により申請するものとする。その際、研修成果をA4用紙に400字程度でまとめたものを同封しなければならない。

(3) 単位シールの申請は整数単位で行うものとし、端数は切り捨てる。また、申請の期限は、各研修会終了後1か月以内とする。

(4) 郵送による申請の場合は、申請者は、申請書を本学ホームページより入手の上、宛先を明記し、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、センターに郵送する。

(5) センターは、第2号及び第4号に掲げる提出書類を確認の上、申請者に対して受講単位申請書の受理書とともに単位シールを交付する。

#### 5 研修の記録

研修の記録は、センターあるいは他機関が発行する薬剤師生涯研修履修手帳（以下「履修手帳」という）に単位シールを貼付すると共に、項目ごとに漏れなく内容を記載しなければならない。なお、履修手帳は有料とし、原則として認定申請毎に新しい履修手帳を使用するものとする。

#### 6 研修記録の証明

履修手帳の破損又は紛失によって研修記録が不明となった場合において、センターは、原則として当該記録の証明を行わない。

#### 7 研修認定薬剤師証の認定手続

(1) 研修認定薬剤師として新規に認定を受けるために必要な単位数は、40単位以上とし、センターに申請する場合は、センターの単位を5単位以上修得していることとする。新規に認定を受けるための研修期間は、最初に単位を修得した日から起算して4年以内とする。ただし、同一研修会の重複受講による単位修得は、累積単位として認めない。また、毎年5単位以上を修得しているものとする。

(2) 認定の申請手続は、必要単位を取得できた時点から、1か月以内に行わなければならない。

(3) センターに対して認定手続を行う場合は、「生涯研修認定薬剤師証交付申請書(新規・更新)」(様式第1号)(以下「交付申請書」という)に履修手帳を添えて提出し、所定の審査料を納付するものとする。認定の日付は、原則として申請書面上の申請日とし、次の更新は認定日から起算する。なお、申請日以前に修得した単位は、次回更新の際の単位には充当できない。

(4) センターは、交付申請書の記載内容を審査の上、研修認定薬剤師として認定された者について、記録した上で、認定薬剤師証を交付する。郵送による申請の場合は、第4項第4号に掲げる手順に従う。

## 8 研修認定薬剤師の更新手続

(1) 更新認定に必要な単位数は、30単位以上とし、なお、センターに更新申請をする場合には、センターの単位を10単位以上修得していなければならない。ただし、同一研修会の重複受講による単位修得は、累積単位として認めない。また、毎年5単位以上を修得しているものとする。

(2) 更新申請手続は、交付申請書に履修手帳及び前回に交付された認定薬剤師証の写しを添えて認定期間満日後1か月以内に所定の審査料を納付し、申請するものとする。

(3) センターは、交付申請書の記載内容を審査の上、研修認定薬剤師として更新が認められた者について記録した上、認定薬剤師証を交付する。

(4) 郵送による申請の場合は、第4項第4号に掲げる手順に従う。

(5) 神戸薬科大学研修認定薬剤師認定基準第3項に定める特別な事由により第1号に定める所定の単位を修得できない者については、期間の延長を認める。

(6) 更新時において、神戸薬科大学研修認定薬剤師認定基準第3項に定めるところ以外の事由により、単位の修得ができず更新が認定されなかった場合、更新のために修得した単位は新規認定の単位として使用することができる。

## 9 研修認定薬剤師証再交付手続

(1) センターは、生涯研修認定薬剤師が認定薬剤師証を汚損又は紛失した場合若しくは氏名を変更した場合には、再交付することができる。

(2) 前号に掲げる申請を行う場合は、センターに対して「生涯研修認定薬剤師証再交付申請書」(様式第5号)(以下「再交付申請書」という)を提出し、所定の手数料を納付するものとする。

(3) センターは、提出された再交付申請書に基づき、再交付する。

(4) 再交付申請に際しては、手数料3,000円をセンターが指定する口座に振り込み、手数料の振込みが確認できる書類を貼付又は識別番号を記載する。納入手数料等については本人負担とする。

## 10 審査料及び手数料

(1) 新規認定及び更新の際の審査料は、10,000円とする。

(2) 再交付申請手数料は、3,000円とする。

(3) 審査料及び手数料は、センターが指定する口座に振り込みしなければならない。なお、振込手数料は申請者負担とする。

## 11 広報

センターは、認定対象の研修会等の開催について、次の方法で予告する。

(1) 本学のホームページ

(2) 認定薬剤師.comのホームページ

(3) 各種学術団体及び職能団体の機関誌

(4) 各種薬業団体会員企業へのダイレクトメール

(5) センターからの電子メール

## 12 実施要領の改正

本実施要領の改正は、委員会及びエクステンションセンター事業統括委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

本実施要領は、2007年6月20日から施行する。

2010年6月10日改正（第1項）

2011年10月7日改正（第4項、第5項）

2012年4月16日改正（第3項(3)）

2014年4月1日改正（第3項(5)）

2016年4月1日改正（全面改正）

2017年12月15日改正

2021年6月24日改正（第1項(3)、第3項(3)(5)、第4項(1)）